



6月は「動物の正しい飼い方推進月間」 ルールを守って犬・猫を飼いましょう

犬や猫などのペットは人に安らぎをもたらし、暮らしを豊かにしてくれます。しかし、ペットと暮らすには社会でのルールを守り、周囲に迷惑をかけないように飼育することが大切です。

また、犬や猫も生き物です。習性や生態を知り、適切な飼い方を心掛けましょう。

●● ペットは「マナー」を守って 正しく飼育

生活に安らぎと潤いをもたらしてくれる犬や猫などのペットたち。家族の一員としてペットとともに過ごし、触れ合うことで、心理的にも身体的にも有益な効果があるといわれています。

その一方で、「放し飼いの犬が怖い」、「鳴き声がうるさい」、「ふんが放置されている」、「子犬・子猫が捨てられている」など、正しい飼い方ができていなかったり、飼い主が飼育を放棄したりすることで、近隣住民に迷惑をかけている状況もあります。

ペットを飼うには責任が伴います。ただ、餌を与えてかわいい姿を楽しむだけでは、責任のある飼い主とはいえません。飼い方のマナーを守り、ペットと近隣住民の快適な生活環境を整えることが飼い主の責任といえます。飼い主として正しく飼育するため、改めてマナーを確認しましょう。

◆ペットを飼う前に確認しましょう

- ①餌はきちんとあげられますか
- ②周りをきれいに清掃できますか
- ③病気になったときに看病できますか
- ④同居人全員が飼うことに賛成していますか
- ⑤最期まできちんと面倒をみられますか

●● 動物を飼う上で注意すること

- ①飼っている動物の世話の方法やかかりやすい病気、周囲に迷惑をかけずにその動物の習性に合った飼い方ができているかを再確認しましょう。
- ②動物から伝染する感染症を予防するため、過剰な触れ合いは控え、動物に触った後は手を洗いましょう。
- ③飼っている動物のふん尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。
- ④生後91日以上の犬猫を合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です。
- ⑤災害時に、飼っているすべての動物と同行避難できるよう準備をしましょう。

⑥やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。

⑦愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大で1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金が科せられます。

⑧愛護動物を殺傷すると、最大で5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金が科せられます。

●犬を飼うときは

首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。飼い犬が人を噛んだ時は保健所へ届出し、噛んだ犬が狂犬病の疑いがないか獣医師の検診を受けさせることが必要です。犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短いリードで行いましょう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりすることのないようにしましょう。



●猫を飼うときは

猫は屋内で飼いましょう。ふん尿や鳴き声などによる被害を防止でき、また、感染症や交通事故などの危険から守ることができます。



適正に飼うことができ、ない猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。

●犬の正しい飼い方・しつけ方

千葉県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的で開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会などに講師の派遣も行っています。詳しくは習志野保健所（習志野健康福祉センター）☎475-5154、千葉県動物愛護センター☎0476-93-5711、同東葛飾支所☎04-7191-0050、公益財団法人千葉県動物保護管理協会☎043-214-7814へ。

●● マイクロチップの特例制度

●特例制度とは

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により生涯に1回の登録が義務付けられており、登録を受けると登録の証である鑑札が発行されます。

特例制度は、マイクロチップを上記の鑑札とみなす制度となっており、指定登録機関へマイクロチップの情報登録手続きを行うことによって、犬の新規登録手続きが完了する制度となっています。

マイクロチップの情報登録による新規登録を行えば、市役所窓口での新規登録手続きは不要となります。

マイクロチップを装着していない犬については、従来どおり申請書に交付手数料3,000円を添えて、健康福祉課窓口で犬の鑑札の交付を受けてください。

●犬や猫にマイクロチップの登録を

4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、ペットショップやブリーダーから販売される犬や猫へのマイクロチップの装着と所有者に係る情報の登録が義務付けられています。ペットショップやブリーダー以外から入手した、または、以前から飼育している犬や猫については、マイクロチップの装着義務はなく、努力義務となっています。

しかし、犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害、盗難や事故によって飼い主と離ればなれになったときに、マイクロチップを装着していると登録情報から飼い主に連絡することができます。すでに飼育している犬や猫についても、できるだけ装着と登録をお願いします。

犬に関するお問い合わせは
健康福祉課☎421-6731へ
猫に関するお問い合わせは
環境政策課☎421-6765へ

広告

広告